

地域における防犯施策の推進

1 地域における防犯施策の推進

基本計画の基本目標 3 「犯罪をつくりださない環境づくり」

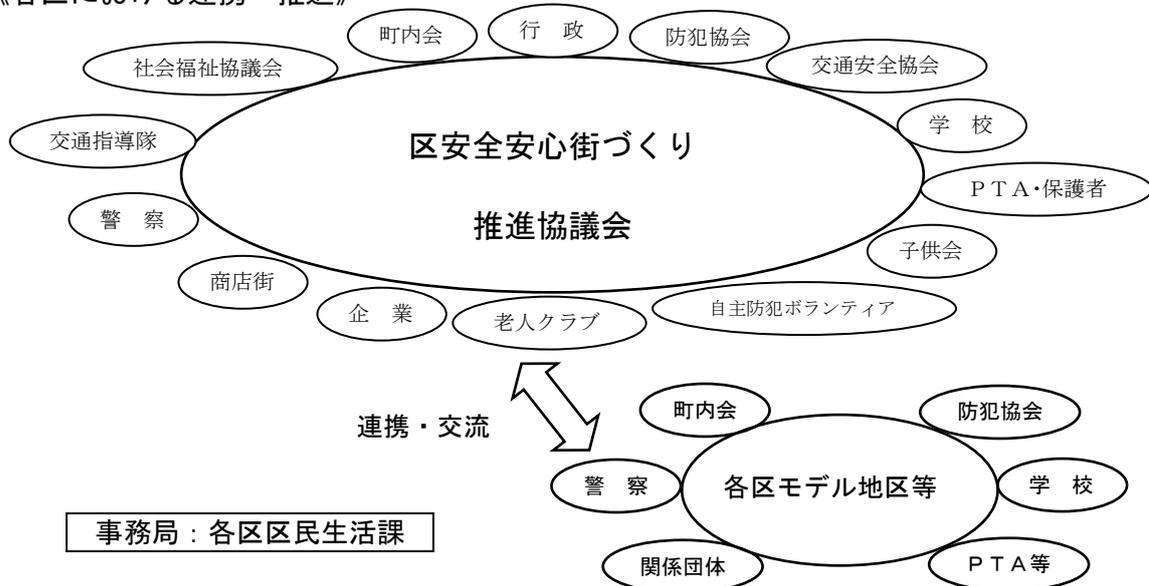
基本的施策 5 「地域における関係団体等による環境の整備」における
関係団体・関係機関との連携

2 安全安心街づくり活動推進モデル地区

各区では安全安心街づくりを推進するため、区安全安心街づくり推進会議を設置して、区、区民、事業者、関係機関等が連携した安全安心への取り組みを推進しています。

区安全安心街づくり推進会議では、区域から概ね連合町内会単位で「安全安心街づくり活動推進モデル地区」を指定（指定期間 2 年間）し、このモデル地区内において各種団体と警察、区等が連携し防犯活動等の取り組みを実施しています。

《各区における連携・推進》



3 これまでの各区の安全安心街づくり活動推進モデル地区

区	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
青葉区	八幡地区		小松島地区	
宮城野区	中野栄学区	燕沢学区		岩切学区
若林区	南小泉北部地区		連坊地区	
太白区	未指定	富沢地区		山田鉤取地区
泉区	南光台地区		向陽台地区	

平成 25 年度各区安全安心街づくり活動推進モデル地区事業実施結果報告…資料 1-1 別紙 1

平成 25 年度太白区活動推進モデル地区事業報告（富沢地区）……………資料 1-1 別紙 2